

第2 盛岡市感染症診査協議会

盛岡市感染症診査協議会条例

平成19年12月25日
条例 第 61 号

(趣旨)

第1条 この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第6項の規定に基づき、盛岡市感染症診査協議会（以下「協議会」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 協議会は、必要に応じて関係行政機関の職員その他委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

盛岡市感染症診査協議会委員
 (任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

氏名	区分	所属等	役職
武内健一	医師	公益財団法人岩手県予防医学協会 専務理事・呼吸器内科部長	委員長
木村啓二	医師	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター 院長	
加藤章信	医師	盛岡市立病院 事業管理者	
高橋洋子 (R5.3.31迄)	学識経験者	元岩手県保健福祉部次長	
高橋幸代 (R5.4.1～)	学識経験者	元岩手県保健福祉部医師支援室長	
石堂淳	学識経験者	公益大学法人岩手県立大学 理事・副学長・総合政策学部教授	